

1 趣旨

- 都立病院及び公社病院は令和4年7月1日付で地方独立行政法人へ移行(開設者変更)
- 開設者が東京都及び公益財団法人東京都保健医療公社から地方独立行政法人東京都立病院機構に変わるため、新たに地域医療支援病院の承認を行う必要がある。
- 承認に当たり、あらかじめ地域医療構想調整会議の協議が必要となるため、当該病院が所在する二次保健医療圏の地域医療構想調整会議構成員へ意見照会を実施した。(6月10日～同月15日)

2 現在承認している病院と新たに承認する病院

番号	二次保健医療圏域	現在承認している病院	新たに承認する病院
1	北多摩南部	東京都立多摩総合医療センター	地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立多摩総合医療センター

3 構成員からいただいた主な御意見

- 多摩地域全体からの信頼が厚く、医療レベルの高い地域全体の総合基幹病院であり、是非この地域の地域医療支援病院としてご活躍いただきたい。
- 地域医療支援病院の要件を満たしており、北多摩南部地域医療圏の医療充実のため、武蔵野赤十字病院など他の地域医療支援病院と協力して貢献していただけるよう承諾する。

【参考】今後の予定

- 東京都医療審議会の諮問・答申を経て、都で決定(令和4年7月1日)